

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差
止請求住民訴訟事件

原告 荒川照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

検 証 申 立 書

2024（令和6）年2月29日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐
外

第1 検証の目的

- 1 本件処分場までの搬入路を新設しない場合の搬入路の道路状況
- 2 本件処分場予定地周辺の地形及び河川の状況

第2 立証の趣旨

1 1について

- (1) 本件においては、本件予定地が搬入路を新設しなければ搬入路の歩行者等の交通の安全を確保できないような場所であるかどうか争点となっている。
- (2) この点について原告らは書証を提出してきたが、さらに検証により大型車の通行による歩行者等への危険性を体感していただくことが立証上必要である。

2 2について

- (1) 本件においては、本件処分場が建設された場合の洪水の危険性の有無が争点となっている。
- (2) 洪水の危険性を立証するため、処分場予定地の現地の地形、河川との位置関係、処分場予定地からの排水が合流する地点よりも下流の鮎川の流路のようす、その周辺の住宅地等のようす等を現地で理解していただくことが必要である。
- (3) 2023年（令和5年）9月の台風13号による土石崩落の状況、処分場予定地からの排水が合流する地点よりも下流の鮎川からの氾濫地点のようす、その周辺の洪水被害を受けた住宅地等を直接見分していただくことが必要である。

第3 検証の方法

1 1について

国道6号線油縄子交差点から梅林通りを經由して県道37号線の本件処分場の入り口までの経路のうち、必要な箇所を選んで、道路の状況、車両特に大型車両通行時の道路の状況を見分する。

2 2について

- (1) 処分場予定地の現地の地形、河川の状況、処分場予定地と河川との位置関係等を現地で見分する。
- (2) 2023年（令和5年）台風13号による土石崩落の状況等を直接見分する。
- (3) 処分場予定地からの排水が合流する地点から下流の鮎川の流路のようす、その周辺の住宅地の状況等を直接見分する。
- (4)

以上